

資料

令和 8 年第 2 回定例市議会議案
条例等新旧対照表

議案第 2 4 号	公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について	
	藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正案（第 2 条関係）	2
	藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正案（第 3 条関係）	9
	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正案（第 4 条関係）	1 2
	藤井寺市立テニスコート条例の一部改正案（第 5 条関係）	1 5
	藤井寺市立老人福祉センター条例の一部改正案（第 6 条関係）	1 8
	藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例の一部改正案（第 7 条関係）	1 9
	藤井寺市立福祉会館条例の一部改正案（第 8 条関係）	2 3
	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正案（第 9 条関係）	2 4
議案第 2 5 号	市税条例の一部改正について	
	市税条例の一部改正案	2 5
議案第 2 6 号	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	
	藤井寺市介護保険条例の一部改正案	3 3
議案第 2 7 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 1 条関係）	3 4
	藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 2 条関係）	3 5
議案第 2 8 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 1 条関係）	3 6
	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 2 条関係）	3 9
議案第 2 9 号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 1 条関係）	5 4
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正案（第 2 条関係）	5 8

議案第 3 0 号	藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正案	5 9
議案第 3 1 号	藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について 藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正案	6 0
議案第 3 2 号	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について 藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正案	6 1
議案第 3 3 号	柏羽藤環境事業組合理約の変更に関する協議について 柏羽藤環境事業組合理約の一部変更案	6 2
議案第 3 4 号	大阪府後期高齢者医療広域連合理約の変更に関する協議について 大阪府後期高齢者医療広域連合理約の一部変更案	6 3
議案第 3 5 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について 大阪広域水道企業団規約の一部変更案	6 4

議案第 24 号

公の施設の指定管理者制度に係る関係条例の整備について

○藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 22 年藤井寺市条例第 11 号） 新旧対照表
（第 1 条関係）

改正後	改正前
<p><u>（教育委員会所管の公の施設への適用）</u> 第 17 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、<u>第 2 条から第 5 条まで、第 7 条から第 14 条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第 3 条及び第 8 条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。</u></p> <p>（委任） 第 18 条 （略）</p>	<p>（委任） 第 17 条 （略）</p>

○藤井寺市立市民総合体育館条例（昭和51年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 体育館の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 体育館の利用の許可に関する業務 （2） 体育館の管理に関する業務 （3） その他委員会が必要と認める業務</p> <p><u>（指定の手続）</u> 第6条 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</p> <p><u>（利用の許可）</u> 第7条 体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。体育館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可された事項を変更する場合も同様とする。</p> <p><u>（利用者の義務）</u> 第8条 利用者は、体育館の利用に当たっては、その利用に係る施設及び附属設備その他器具備品等について善良な管理を行わなければならない。 2 利用者は、関係機関への届出又は許可を受ける必要がある場合は、利用日時までにその手続を完了しなければならない。</p> <p><u>（利用許可の制限）</u> 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の利用を</p>	<p><u>（管理運営）</u> 第3条 体育館の管理運営は、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。</p> <p><u>（職員）</u> 第5条 体育館に館長その他必要な職員を置く。</p> <p><u>（使用の許可）</u> 第6条 体育館を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。体育館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可された事項を変更する場合も同様とする。</p> <p><u>（使用者の義務）</u> 第7条 使用者は、体育館使用中その使用に係る施設及び附属設備その他器具備品等について善良な管理を怠ってはならない。 2 使用者は、関係機関への届出又は許可を受ける必要がある場合は使用日時までにその手続を完了しなければならない。</p> <p><u>（使用許可の制限）</u> 第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可</p>

改正後	改正前
<p>許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 興行又は営利を目的として<u>利用</u>するものと認めるとき。</p> <p>(3) <u>体育館の施設又は附属設備その他器具備品等</u> (以下「施設等」という。)を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるものを除くほか、<u>指定管理者</u>が不適当と認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 <u>指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、若しくは退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第11条 <u>前条の規定による利用許可の取消し等によって利用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。</u></p> <p>(入館の禁止等)</p> <p>第12条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるものを除くほか、管理上支障があると認める者</u></p> <p>(遵守事項)</p>	<p>しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 興行又は営利を目的として<u>使用</u>するものと認めるとき。</p> <p>(3) <u>建物若しくは附属設備その他器具備品等を破損し、又は汚損若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>使用期間が引き続き5日以上使用するとき又は3回以上連続して曜日、日時を指定して使用するとき。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に掲げるものを除くほか、<u>委員会</u>が不適当と認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>委員会は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を取り消し、又は停止し、若しくは退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第10条 <u>前条の規定により、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは退去を命じた場合において、使用者に損害が生じることがあっても、委員会はこれに対して補償の責めを負わない。</u></p> <p>(入館の禁止等)</p> <p>第11条 <u>委員会は次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前各号に掲げるものを除くほか、管理上支障があると認める者</u></p> <p>(遵守事項)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 <u>利用者及びその他の入館者（以下「利用者等」という。）は、この条例及び教育委員会規則に定める事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p>第14条 <u>利用者は、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</u></p> <p>3 <u>委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p><u>（利用料金の減免）</u></p> <p>第15条 <u>指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>（利用料金の還付）</u></p> <p>第16条 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>（利用権の譲渡等の禁止）</u></p> <p>第17条 <u>利用者は、体育館利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p>	<p>第12条 <u>使用者及びその他の入館者（以下「使用者等」という。）は、この条例及び教育委員会規則に定める事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>（使用料）</u></p> <p>第13条 <u>使用者等は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>附属設備を使用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。</u></p> <p><u>（使用料の減免）</u></p> <p>第14条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>（使用料の還付）</u></p> <p>第15条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>（使用権の譲渡等の禁止）</u></p> <p>第16条 <u>使用者は、体育館使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(施設等の破損等の届出)</p> <p>第18条 利用者等は、施設等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに<u>指定管理者</u>に届け出て、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(施設の破損及び滅失の届出)</p> <p>第17条 使用者は、<u>体育館建物、附属設備等</u>を破損又は汚損滅失したときは、直ちに<u>体育館職員又は警備員</u>（以下「<u>体育館職員等</u>」という。）に届け出て、その指示を受けなければならない。</p>
<p>(利用終了の届出)</p> <p>第19条 利用者は、<u>体育館の利用</u>を終わったときは、直ちに届け出て<u>指定管理者</u>の検査を受けなければならない。</p>	<p>(使用終了の届出)</p> <p>第18条 使用者は、<u>体育館の使用</u>を終わったときは、直ちに届け出て<u>体育館職員等</u>の検査を受けなければならない。</p>
<p>(特別の設備及び原状回復)</p> <p>第20条 利用者が自ら特別な設備を設けようとするときは、<u>利用許可申請</u>と同時にその旨を申請して<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>において、管理上必要があると認めるときは、<u>利用者</u>に対し、自らの費用で特別の設備を設けるように指示することができる。</p> <p>3 前2項の規定により、特別の設備を設けたときは、<u>利用者は利用者</u>自らの費用で速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。<u>第10条</u>の規定による<u>利用許可の取消し等</u>の場合も同様とする。</p> <p>4 <u>利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が利用者</u>に代わって執行し、その費用を<u>利用者</u>から徴収する。</p>	<p>(特別の設備及び原状回復)</p> <p>第19条 使用者が自ら特別な設備を設けようとするときは、<u>使用許可申請</u>と同時にその旨を申請して<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>委員会</u>において、管理上必要があると認めるときは、<u>使用者</u>に対し、自らの費用で特別の設備を設けるように指示することができる。</p> <p>3 前2項の規定により、特別の設備を設けたときは、<u>使用者は使用者</u>自らの費用で速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。<u>第9条</u>の規定により<u>使用の許可を取り消され、又は中止された場合</u>も同様とする。</p> <p>4 <u>使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会が使用者</u>に代わって執行し、その費用を<u>使用者</u>から徴収する。</p>
<p>(損害の賠償及び事故の責任)</p> <p>第21条 利用者等は、利用者等の責めに帰すべき事由によって施設等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の損害賠償の方法及び額は、<u>指定管理者</u>が決定する。</p> <p>3 <u>市、委員会及び指定管理者側</u>に過失ある場合を除き、<u>利用により利用者又は第三者に生じた損害は、全て利用者</u>がその責めに任ずる。</p>	<p>(損害の賠償及び事故の責任)</p> <p>第20条 使用者は、<u>使用中に建物、設備、器具等</u>を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の損害賠償の方法及び額は、<u>委員会</u>が決定する。</p> <p>3 <u>市及び委員会側</u>に過失ある場合を除き、<u>使用により使用者又は第三者に生じた損害は全て使用者</u>が、その責めに任ずる。</p>
<p>(保証金)</p> <p>第22条 <u>指定管理者</u>は、別に定めるところにより、<u>利用者</u>に保証金を納付させることができる。</p> <p>2 前項の保証金は、<u>利用の態様又は種別</u>によりその都度<u>指定管理者</u>が定める。</p>	<p>(保証金)</p> <p>第21条 <u>委員会</u>は、別に定めるところにより、<u>使用者</u>に保証金を納付させることができる。</p> <p>2 前項の保証金は、<u>使用の態様又は種別</u>によりその都度<u>委員会</u>が定める。</p>

改正後						改正前						
<p>3 利用者が第20条第4項に規定する費用又は前条第1項及び第2項に規定する賠償金の支払を怠ったときは、<u>指定管理者</u>は保証金をもってこの弁済に<u>充てることができる</u>。</p> <p>4 保証金は、<u>利用者がその利用を終了し第19条に規定する検査を受けた後</u>、弁済の必要がないと<u>指定管理者が認めるときは</u>、<u>利用者</u>に返還する。前項の規定により弁済に<u>充てた結果</u>、剰余金が生じたときも同様とする。</p> <p>5 保証金には、<u>利子</u>を付さない。</p> <p>(委任) 第23条 (略)</p> <p>別表 (第14条関係) 1 <u>団体利用料金</u></p>						<p>3 <u>使用者が第19条第4項に規定する費用又は前条第1項及び第2項に規定する賠償金の支払を怠ったときは</u>、<u>委員会</u>は保証金をもってこの弁済に<u>充当することができる</u>。</p> <p>4 保証金は、<u>使用者がその使用を終了し第18条に規定する検査を受けた後</u>、弁済の必要がないと<u>委員会が認めるときは</u>、<u>使用者</u>に返還する。前項の規定により弁済に<u>充当した結果</u>、剰余金が生じたときも同様とする。</p> <p>5 保証金には<u>利子</u>を付さない。</p> <p>(委任) 第22条 (略)</p> <p>別表 (第13条関係) 1 <u>団体使用料</u></p>						
施設 利用 料金	時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～9時				9時～12時	1時～5時	6時～9時	
	種別	全面	4,900円	7,350円	12,250円	22,620円	種別	全面	4,900円	7,350円	12,250円	22,620円
		片面	2,450円	3,670円	6,120円	11,310円		片面	2,450円	3,670円	6,120円	11,310円
	柔道場		1,130円	1,580円	2,540円	4,900円	柔道場		1,130円	1,580円	2,540円	4,900円
	剣道場		1,130円	1,580円	2,540円	4,900円	剣道場		1,130円	1,580円	2,540円	4,900円
多目的室1		1,130円	1,580円	2,540円	4,900円	多目的室1		1,130円	1,580円	2,540円	4,900円	

改正後					改正前				
多目的室 2	1, 13 0円	1, 58 0円	2, 03 0円	4, 900 円	多目的室 2	1, 13 0円	1, 58 0円	2, 03 0円	4, 900 円
会議室 1	1, 76 0円	2, 64 0円	4, 40 0円	8, 170 円	会議室 1	1, 76 0円	2, 64 0円	4, 40 0円	8, 170 円
会議室 2	750円	940円	1, 57 0円	2, 930 円	会議室 2	750円	940円	1, 57 0円	2, 930 円
会議室 3	560円	840円	1, 17 0円	2, 200 円	会議室 3	560円	840円	1, 17 0円	2, 200 円
会議室 4	1, 76 0円	2, 64 0円	4, 40 0円	8, 170 円	会議室 4	1, 76 0円	2, 64 0円	4, 40 0円	8, 170 円
会議室 5	940円	1, 41 0円	2, 20 0円	4, 400 円	会議室 5	940円	1, 41 0円	2, 20 0円	4, 400 円
備考 1 (略) 2 <u>利用者</u> の住所（団体又は法人にあってはその事務所）が本市外であるときは、基本料金の10割相当額を加算して徴収する。 3 (略) 4 <u>利用人員</u> は、10人以上とする。 5 <u>利用許可時間</u> を超過し、又は繰り上げて利用するときは、1時間につき当該 <u>利用区分</u> に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の4割を徴収する（この場合においては、20分以上を1時間とみなして徴収する。）。 6 <u>利用料金</u> を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 (1) <u>個人利用料金</u> （卓球場を除く。）					備考 1 (略) 2 <u>使用者</u> の住所（団体又は法人にあってはその事務所）が本市外であるときは、基本料金の10割相当額を加算して徴収する。 3 (略) 4 <u>使用人員</u> は、10人以上とする。 5 <u>使用許可時間</u> を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間につき当該 <u>使用区分</u> に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の4割を徴収する（この場合においては、20分以上を1時間とみなして徴収する。）。 6 <u>使用料</u> を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 (1) <u>個人使用料</u> （卓球場を除く。）				
(略)					(略)				

改正後			改正前		
(2) 個人利用料金 (卓球場)			(2) 個人使用料 (卓球場)		
(略)			(略)		
備考			備考		
1 (略) 2 中学生以下のみの夜間利用は認めない。 3 競技場での個人の利用は認めない。 4 会議室の利用については、団体利用料金を適用する。 5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用することはできない。 6 利用者の住所が本市外であるときは、基本料金の5割相当額を加算して徴収する。 7 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			1 (略) 2 中学生以下のみの夜間使用は認めない。 3 競技場での個人の使用は認めない。 4 会議室の使用については、団体使用料金を適用する。 5 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用することはできない。 6 使用者の住所が本市外であるときは、基本料金の5割相当額を加算して徴収する。 7 使用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		
3 附属設備等利用料金			3 附属設備等使用料		
種類	単位	利用料金	種類	単位	使用料金
(略)			(略)		
備考			備考		
1 利用料金の算定において、午前、午後、夜間の利用区分をもって、それぞれ1回として計算するものとする。 2 ワイヤレスマイクロホンを1本追加利用するごとに、520円を徴収するものとする。 3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			1 使用料金の算定において、午前、午後、夜間の使用区分をもって、それぞれ1回として計算するものとする。 2 ワイヤレスマイクロホンを1本追加使用するごとに、520円を徴収するものとする。 3 使用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		

○藤井寺市立市民水泳プール条例（昭和51年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 市民プールの管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） 市民プールの利用に関する業務 （2） 市民プールの管理に関する業務 （3） その他委員会が必要と認める業務</p> <p><u>（指定の手続）</u> 第5条 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</p> <p><u>（利用の制限）</u> 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用</u>を認めないものとする。 （1）～（3） 略 （4） その他<u>指定管理者</u>が不相当と認めるとき。</p> <p><u>（禁止行為）</u> 第7条 市民プールの<u>利用者</u>（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。 （1）～（4） 略 （5） 前各号に<u>掲げるもの</u>のほか、<u>指定管理者が管理上支障があると認めること</u>。</p>	<p><u>（管理運営）</u> 第3条 市民プールの管理運営は、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。</p> <p><u>（使用の制限）</u> 第4条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u>を認めないものとする。 （1）～（3） 略 （4） その他<u>委員会</u>が不相当と認めるとき。</p> <p><u>（禁止行為）</u> 第5条 市民プールの<u>使用者</u>（以下「使用者」という。）は、<u>次の各号</u>に掲げる行為をしてはならない。 （1）～（4） 略 （5） 前各号のほか、<u>市民プール管理上の必要により委員会の禁じた行為</u>を<u>すること</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p><u>第8条 利用者は、市民プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</u></p> <p><u>3 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p><u>4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第9条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用料金の還付)</p> <p><u>第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p><u>第11条 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由によって市民プールの施設、設備、器具等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の損害賠償の方法及び額は、指定管理者が決定する。</u></p> <p><u>3 市、委員会及び指定管理者側に過失ある場合を除き、利用により利用者又は第三者に生じた損害は、全て利用者がその責に任ずる。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(使用料)</p> <p><u>第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p><u>第9条 使用者は、使用中に市民プールの施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の損害賠償の方法及び額は、委員会が決定する。</u></p> <p><u>3 市及び委員会側に過失ある場合を除き、使用により利用者又は第三者に生じた損害はすべて使用者が、その責に任ずる。</u></p> <p>(委任)</p>

改正後	改正前
第12条 (略) 別表 (第8条関係)	第10条 (略) 別表 (第6条関係)
(略)	(略)

○藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
（第4条関係）

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 <u>運動広場の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> （1） <u>運動広場の利用の許可に関する業務</u> （2） <u>運動広場の管理に関する業務</u> （3） <u>その他委員会が必要と認める業務</u></p> <p><u>（指定の手続）</u> 第5条 <u>指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</u></p> <p><u>（利用の許可）</u> 第6条 <u>運動広場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</u> （1） <u>（略）</u> （2） <u>営利を目的として利用すると認めるとき。</u> （3） <u>中学生以下の児童又は生徒が利用する場合において、指導者又はこれに準ずる者が同行しないとき。</u> （4） <u>（略）</u> （5） <u>前各号に掲げるものを除くほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。</u></p>	<p><u>（管理及び運営）</u> 第3条 <u>運動広場の管理及び運営は、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。</u></p> <p><u>（使用許可）</u> 第4条 <u>運動広場を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u> （1） <u>（略）</u> （2） <u>営利を目的として使用すると認めるとき。</u> （3） <u>中学生以下の児童又は生徒が使用する場合において、指導者又はこれに準ずる者が同行しないとき。</u> （4） <u>（略）</u> （5） <u>前各号に掲げるものを除くほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。</u></p>
<p><u>（利用許可の取消し等）</u> 第7条 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取</u></p>	<p><u>（使用許可の取消し等）</u> 第5条 <u>委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消</u></p>

改正後	改正前
<p>り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。</u> <u>(4) (略)</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。</u></p> <p><u>(利用料金)</u> 第8条 <u>利用者は、運動広場及び夜間照明設備（藤井寺市立スポーツセンターに限る。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。</u> 2 <u>利用料金の額は、別表第2及び別表第3に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</u> 3 <u>委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。</u> 4 <u>利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u> 第9条 <u>指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u> 第10条 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</u></p>	<p>し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>使用者が損害を受けることがあっても、委員会は、その責めを負わない。</u></p> <p><u>(使用料)</u> 第6条 <u>使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</u> 2 <u>藤井寺市立スポーツセンターの利用者は、夜間照明設備を使用するときは、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u> 第7条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u> 第8条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>

改正後	改正前																
<p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p><u>第11条</u> 利用者は、<u>利用者の責めに帰すべき事由によって施設及び附属物を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 利用者は、<u>利用に関して生じた一切の事故について、その責めを負うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>別表第2 (第8条関係) 施設利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設の名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第8条関係) <u>夜間照明設備利用料金 (藤井寺市立スポーツセンター)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">照明の区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	利用料金の額	(略)		照明の区分	利用料金の額	(略)		<p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p><u>第9条</u> 使用者は、<u>使用中に施設及び附属物を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 使用者は、<u>使用に際して生じた一切の事故について、その責めを負うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係) 施設使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">施設の名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第6条関係) <u>夜間照明設備使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">照明の区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	使用料の額	(略)		照明の区分	使用料の額	(略)	
施設の名称	利用料金の額																
(略)																	
照明の区分	利用料金の額																
(略)																	
施設の名称	使用料の額																
(略)																	
照明の区分	使用料の額																
(略)																	

○藤井寺市立テニスコート条例（昭和56年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表
（第5条関係）

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u> 第2条 テニスコートの管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u> 第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1） テニスコートの利用の許可に関する業務 （2） テニスコートの管理に関する業務 （3） その他委員会が必要と認める業務</p> <p><u>（指定の手続）</u> 第4条 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</p> <p><u>（利用の許可）</u> 第5条 テニスコートを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 （1） （略） （2） 営利を目的として利用すると認めるとき。 （3） 施設又は附属物を破損し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 （4） （略） （5） その他指定管理者が不相当と認めるとき。</p> <p><u>（利用許可の取消し等）</u> 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取</p>	<p><u>（管理及び運営）</u> 第2条 テニスコートの管理及び運営は、藤井寺市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。</p> <p><u>（使用許可）</u> 第3条 テニスコートを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 （1） （略） （2） 営利を目的として使用すると認めるとき。 （3） 施設を汚損し、又は毀損するおそれがあると認めるとき。 （4） （略） （5） その他委員会が使用を不相当と認めるとき。</p> <p><u>（使用許可の取消し等）</u> 第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消</p>

改正後	改正前
<p>り消し、又は<u>その利用</u>を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 前項の規定による利用許可の取消し等によって、<u>利用者</u>に損害が生じても、<u>指定管理者</u>は、その責めを負わない。</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第7条 利用者は、テニスコートの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、コート1面につき2時間当たり1,690円の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</u></p> <p><u>3 委員会は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。</u></p> <p><u>4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第8条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p><u>第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(損害賠償及び事故の責任)</u></p>	<p>し、又は<u>その使用</u>を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項の規定による許可の取消し等によって、<u>使用者</u>に損害が生じても、<u>委員会</u>は、その責めを負わない。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第5条 使用者は、コート1面につき2時間当たり1,690円を使用料として前納しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(損害賠償及び事故の責任)</u></p>

改正後	改正前
<p>第10条 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由によって施設及び附属物を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、<u>その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 利用者は、<u>利用に関して</u>生じた一切の事故について、その責めを負うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第8条 使用者は、<u>使用中に施設及び附属物を毀損し</u>、又は滅失したときは、これを原状に復し、<u>又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 使用者は、<u>使用に関して</u>生じた一切の事故について、その責めを負うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>

○藤井寺市立老人福祉センター条例（昭和52年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
（第6条関係）

改正後	改正前
<p><u>（指定の手続）</u> <u>第5条の2 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</u></p>	

○藤井寺市立自動車・自転車等駐車場条例（平成7年藤井寺市条例第25号） 新旧対照表
 （第7条関係）

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 駐車場の<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(指定の手続)</p> <p>第6条 指定管理者の指定に関する手続等については、<u>藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 駐車場を<u>利用</u>しようとする者は、規則に定めるところにより、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、駐車場の収容能力を超えるときその他駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の<u>利用</u>を許可しない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の<u>利用許可</u>を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、<u>利用許可</u>を取り消し、又は<u>利用</u>を停止させることができる。</p> <p>(入出場の制限)</p> <p>第8条 駐車車両を駐車場に入場させ、又は出場させることができる時間は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 駐車場の<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第6条 駐車場を<u>使用</u>しようとする者は、規則に定めるところにより、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、駐車場の収容能力を超えるときその他駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の<u>使用</u>を許可しない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の<u>使用許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、<u>使用許可</u>を取り消し、又は<u>使用</u>を停止させることができる。</p> <p>(入出場の制限)</p> <p>第7条 駐車車両を駐車場に入場させ、又は出場させることができる時間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 <u>藤井寺市立土師ノ里駅前駐輪場の使用者は、別表第1に定める使用料を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、必要があると認めるときは、別表第1の使用料の額から100分の10以内の割引をした額をもって、回数券を発行することができる。</u></p> <p>3 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合においては、その</u></p>

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 <u>利用者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者が定める方法により、指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>7 <u>既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(権利譲渡の禁止)</p> <p>第10条 <u>利用者は、駐車場利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第11条 <u>利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を破損し、又は汚損すること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(利用の休止)</p> <p>第12条 指定管理者は、駐車場の補修その他の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の<u>利用</u>を休止することができる。</p>	<p><u>全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 <u>藤井寺市立藤井寺駅南駐輪・駐車場の使用者は、当該駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 利用料金の額は、別表第2に掲げる料金の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 <u>前条第3項及び第4項の規定は、利用料金の還付及び免除について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(権利譲渡の禁止)</p> <p>第10条 <u>使用者は、駐車場の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p>第11条 <u>使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>駐車場の施設等を破損し、又は汚損すること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(使用の休止)</p> <p>第12条 指定管理者は、駐車場の補修その他の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の<u>使用</u>を休止することができる。</p>

改正後					改正前							
<p>(損害賠償)</p> <p>第13条 <u>利用者は、利用者の責めに帰すべき事由によって施設等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第14条 指定管理者は、駐車場において第三者に起因して生じた<u>利用者</u>の損害については、その責めを負わないものとする。</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p>					<p>(賠償責任等)</p> <p>第13条 <u>駐車場の施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第14条 指定管理者は、駐車場において第三者に起因して生じた<u>使用者</u>の損害については、その責めを負わないものとする。</p> <p>別表第1 (第8条関係)</p>							
利用区分		一時利用		定期利用			使用区分		一時使用		定期使用	
(略)					(略)							
備考					備考							
<p>1 <u>一時利用</u>とは、当日1回についての<u>利用</u>の都度、<u>利用料金</u>を納付するものをいう。この場合において、当日とは、午前4時50分から翌日の午前0時50分までとする。</p> <p>2 <u>定期利用</u>とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して<u>利用</u>するために一括して<u>利用料金</u>を納付するものをいう。</p>					<p>1 <u>一時使用</u>とは、当日1回についての<u>使用</u>の都度、<u>使用料</u>を納付するものをいう。この場合において、当日とは、午前4時50分から翌日の午前0時50分までとする。</p> <p>2 <u>定期使用</u>とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して<u>使用</u>するために一括して<u>使用料</u>を納付するものをいう。</p>							
別表第2 (第9条関係)					別表第2 (第9条関係)							
利用区分	一時利用			定期利用		使用区分	一時使用			定期使用		
	1時間未満	1時間（1時間未満は1時間とする。）を超えるごとに	入庫後24時間以内の上限額	1か月	3か月		1時間未満	1時間（1時間未満は1時間とする。）を超えるごとに	入庫後24時間以内の上限額	1か月	3か月	
(略)					(略)							

改正後			改正前		
利用区分	一時利用	定期利用	使用区分	一時使用	定期使用
(略)			(略)		
備考 1 一時利用とは、当日1回についての利用の都度、利用料金を納付するものをいう。この場合において、当日とは、入庫後24時間とする。 2 定期利用とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して利用するために一括して利用料金を納付するものをいう。			備考 1 一時使用とは、当日1回についての使用の都度、利用料金を納付するものをいう。この場合において、当日とは、入庫後24時間とする。 2 定期使用とは、1か月（月の初日から末日までをいう。）、3か月（月の初日から翌々月の末日までをいう。）を単位として、継続して使用するために一括して利用料金を納付するものをいう。		

○藤井寺市立福祉会館条例（平成8年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表
 （第8条関係）

改正後	改正前
<p>（運営審議会） <u>第3条</u> （略） 2 （略）</p> <p>（開館時間） <u>第4条</u> （略）</p> <p>（指定管理者による管理） <u>第5条</u> （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務） <u>第6条</u> （略）</p> <p><u>（指定の手続）</u> <u>第7条</u> 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</p>	<p><u>（職員）</u> <u>第3条</u> 福祉会館に館長を置く。 2 前項のほか、福祉会館に必要な職員を置くことができる。</p> <p>（運営審議会） <u>第4条</u> （略） 2 （略）</p> <p>（開館時間） <u>第5条</u> （略）</p> <p>（指定管理者による管理） <u>第6条</u> （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務） <u>第7条</u> （略）</p>

○藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表
（第9条関係）

改正後	改正前
<p><u>（指定の手続）</u> <u>第5条の2 指定管理者の指定に関する手続等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）の定めるところによる。</u></p>	

議案第 25 号

市税条例の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除) 第23条の2 (略) 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告) 第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）の規定による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号並びに第28条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規</p>	<p>(寄附金税額控除) 第23条の2 (略) 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告) 第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）の規定による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の</p>

改正後	改正前
<p>定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。）の氏名</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項</u>及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項</u>及び第56条第3項において同じ。）により提供することができる。</p>

改正後	改正前
<p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p><u>第28条の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者に限る。))</u></p>	<p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p><u>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p>

改正後	改正前
<p>る者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において施行令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の8において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該</p>	<p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該</p>

改正後	改正前
<p>申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第65条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては300,000円、償却資産にあつては<u>1,800,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条の4 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第4条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第65条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては300,000円、<u>家屋にあつては200,000円</u>、償却資産にあつては<u>1,500,000円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第3条の4 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第4条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項、<u>附則第14条の2の3第1項又は附則第14条の3第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市</p>	<p>2 (略)</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第4条の4 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、<u>附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市</p>

改正後	改正前
<p>民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をしたときにおいて地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	

議案第 26 号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（令和8年度の保険料の減免の特例）</u></p> <p><u>第8条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるものがある場合であって、市長が必要と認めるときは、第18条第1項の規定にかかわらず、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。</u></p>	<p>附 則</p>

議案第 27 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第14条 削除</p>

○藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p><u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	

議案第 28 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）</u>）<u>にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項</u>）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、</p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づ</p>

改正後	改正前
<p>当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(規程)</p> <p>第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員<u>(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)</u></p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p>	<p>き、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(規程)</p> <p>第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(小規模保育事業の区分)</p> <p>第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p>

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等 (<u>満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園 (子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。) 又は家庭的保育事業者等 (<u>満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。</u>) が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第36条 小規模保育事業所C型は、<u>法第6条の3第10項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等 (特例保育所型事業所内保育事業者を除く。) は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園 (子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。) 又は家庭的保育事業者等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p>

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。</u></p> <p><u>（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。</u></p> <p>（7）～（11） （略）</p> <p><u>（11）の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>（11）の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>（11）の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u></p> <p>（12）～（27） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</u></p> <p>（7）～（11） （略）</p> <p>（12）～（27） （略）</p>
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校</p>

改正後	改正前
<p>就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、<u>選考方法又は前項に規定する選考の方法</u>をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定の申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育の提供の記録)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>当該申請</u>が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(教育・保育の提供の記録)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(利用定員の遵守)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条</p>

改正後	改正前
<p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、<u>同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合に</p>	<p>第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、<u>同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合に</p>

改正後	改正前
<p>は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>教育認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>）」と、<u>同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>）」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（<u>藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）</u>第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（<u>同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。</u>）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（<u>同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。</u>）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者（<u>満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）</u>を除く。）は、次の各号に掲げ</p>	<p>は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>）」と、<u>同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>）」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（<u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</u>第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（<u>同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。</u>）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（<u>同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。</u>）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」</p>

改正後	改正前
<p><u>る地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p><u>(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u></p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利</p>	<p>という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。</u>）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>用できるよう、選考するものとする。</p> <p><u>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下こ</p>	<p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条 （略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下こ</p>

改正後	改正前
<p>の項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該<u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)</u>により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は<u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>9 (略)</p>	<p>の項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該<u>特定地域型保育事業者により特定地域型保育</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の<u>小学校就学前子ども</u>に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>8 (略)</p>

改正後	改正前
<p>10 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項第1号及び第2号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第1項第1号及び第2号</u>に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>11 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>12 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法</u>を含む。）</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項に規定する選考方法</u>を含む。）</p> <p>(8)～(11) (略)</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(利用定員の遵守) 第48条 (略)</p> <p>(記録の整備) 第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、第14条第1項中「<u>施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下</u>とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)</u>と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第23条中「<u>運営規程(第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。)</u>」とあるのは「<u>運営規程(第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)</u>」と、第25条中「<u>各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>」とあるのは「<u>各号</u>」とする。</p>	<p>(定員の遵守) 第48条 (略)</p> <p>(記録の整備) 第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下</u>とあるのは「<u>地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において)</u>と、「施設型給付費の」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第23条中「<u>運営規程(第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。)</u>」とあるのは「<u>運営規程(第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)</u>」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)</u>が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項及び第52条第3項</u>において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。<u>以下この章(第43条第1項を除く。)</u>において同じ。)」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)</u>」と、「同号」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子ども</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>次条第3項</u>において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。<u>以下この章において同じ。)</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>」と、「同号」とあるのは「<u>法第19条第3号</u>」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」と</p>

改正後	改正前
<p>もが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」</u>とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p><u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育</u></p>	<p>あるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」</u>と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第5項中「<u>前4項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるの</u></p>	<p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第1</u></p>

改正後	改正前
<p>は「<u>教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p>	<p>9条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）</u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p>

議案第 29 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(職員) 第32条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>(職員) 第45条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育</u></p>	<p>(職員) 第32条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員) 第45条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>（職員）</p> <p>第48条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～7（略）</p> <p>8 前項の事情に鑑み、当分の間、<u>第30条第2項又は第45条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 <u>附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経</u></p>	<p>（職員）</p> <p>第48条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>附 則</p> <p>1～7（略）</p> <p><u>（保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</u></p> <p>8 前項の事情に鑑み、当分の間、<u>第45条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する<u>保育所型事業所内保育事業所</u>において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、<u>第45条第2項</u>に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置</p>

改正後	改正前
<p>験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前2項の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上置かなければならない。</u></p>	<p>かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第45条第2項により算定される数をいう。）の3分の2以上置かなければならない。</u></p>

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年藤井寺市条例第26号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（<u>満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

議案第 30 号

藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○藤井寺市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成30年藤井寺市条例第29号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

議案第 31 号

藤井寺市生涯学習審議会条例の一部改正について

○藤井寺市生涯学習審議会条例（平成12年藤井寺市条例第24号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を掌理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 委員会の諮問に応じ、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(3) 公民館長の諮問に応じ、社会教育法第29条第2項に規定する公民館事業の企画実施について調査審議すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) その他委員会が必要と認める事項について調査審議すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を掌理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公民館長の諮問に応じ、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第2項に規定する公民館事業の企画実施について調査審議すること。</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に定めるものうちから委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

議案第 32 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について

○藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
藤井寺市立スポーツセンター	藤井寺市林1丁目18番地の4	藤井寺市立スポーツセンター	藤井寺市林1丁目18番地の4
藤井寺市立川北市民スポーツ広場	藤井寺市川北1丁目79番地の1先	藤井寺市立津堂市民野球場	藤井寺市津堂3丁目620番地の1
(略)		藤井寺市立川北市民スポーツ広場	
		(略)	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
施設の名称	使用料の額	施設の名称	使用料の額
(略)		(略)	
藤井寺市立スポーツセンター（半面）	2時間当たり 930円	藤井寺市立スポーツセンター（半面）	2時間当たり 930円
藤井寺市立川北市民スポーツ広場	2時間当たり 1,260円	藤井寺市立津堂市民野球場	2時間当たり 710円
		藤井寺市立川北市民スポーツ広場	
		2時間当たり 1,260円	

議案第 33 号

柏羽藤環境事業組合規約の変更に関する協議について

○柏羽藤環境事業組合規約（昭和43年2月22日大阪府知事許可） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)・(2) (略)</p> <p>(経費支弁の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 関係市の分賦金は、次の各号に定める割合によって算定した関係市ごとの金額を関係市がそれぞれ負担する。 (1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 前号の施設の余熱を利用した施設（以下「余熱利用施設」という。）の設置及び管理運営に関すること。</u> <u>イ 温水プール</u> <u>ロ コミュニティ施設</u></p> <p>(経費支弁の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 関係市の分賦金は、次の各号に定める割合によって算定した関係市ごとの金額を関係市がそれぞれ負担する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 余熱利用施設に要する経費</u> <u>均等割 100分の50</u> <u>人口割 100分の50</u></p> <p>3 (略)</p>

議案第 34 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

○大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会保険診療報酬支払基金交付金</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 35 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>岸和田市、泉大津市、八尾市、富田林市、箕面市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>

